

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会の 中間まとめに関するコメント

2013年10月25日
(一社)日本経済団体連合会 知的財産委員会
企画部会・著作権部会

1. 総論

経団連では、電子出版ビジネスの振興に向け、本年2月に提言「電子書籍の流通と利用の促進に資する『電子著作権』の新設を求める」を公表した。同提言では、電子出版を行うものに対し、著作者との契約によって発生する「電子著作権」という権利を付与する制度整備が必要と主張し、文化審議会において議論することを求めた。

本件については、本年5月、文化審議会に著作権分科会出版関連小委員会（以下、「小委員会」）が設置され、スピード感をもって議論が進められた。今般、「中間まとめ」が公表されるに至ったことは、高く評価される。

今後は、この小委員会の検討成果を基に、速やかに法改正を実現し、国として制度の構築が行われるべきである。

中間まとめには多くの論点が示されており、経団連の提言は、これらを必ずしもすべて網羅しているものではないが、提言に掲げた電子出版ビジネスの振興などの基本的な理念に基づき、以下、個別の論点について、われわれの考え方を述べる。

2. 各論

(1) 「著作権の権利のあり方に関する提言」における一体的設定の是非

小委員会においては、電子出版を行う者に、既存の「著作権」と類似の権利（「電子著作権」）が必要であり、そうした権利の設定は、著作者と出版者の合意に基づく契約によってなされるべきである旨は、合意されている。

その上で大きな焦点となっているのが、電子書籍は紙と同じ出版者から出版

されるとの前提で、現行の著作権と電子著作権を原則一体的な権利とすべきか（一体化¹）、あるいは、現行の著作権とは別に、電子書籍を対象とした電子著作権を新設すべきか（「別建て」）という問題である。

この問題を検討するにあたり、以下の観点を考慮する必要がある。

① 「電子での出版義務」の観点

「一体化」が実現した場合、大手をはじめ中小・零細に至るまで、出版者（社）には原則、あらゆるジャンルの全ての書籍を、紙と電子の双方で出版する義務²が課されることは、中間まとめでも示された通りである³。電子出版をすでに手掛けている大手出版社であっても、電子書籍化する出版物は限定されており、電子出版を手掛けていない出版社も多数にのぼる。そうしたなか、3000～4000社とも言われる出版社に対して、あまねく電子出版の義務を課すことは無理があるろう。特に、紙での出版のみを行っている中小・零細の出版社にとっては、不必要な負担となる可能性がある。

また、こうした出版義務を負うこととなれば、合理的選択として、一部の人気作品についてのみ「一体化」で権利を取得し、他は「一体化」での権利取得の対象から外す行動をとることも想像される。

「一体化」を採ることに賛同する者は、このような点について説明する必要がある。

② 「著作権者の尊重」の観点

著作権法では、出版者に固有の権利は認められていない。現行の著作権も、著作権者の有する複製権を根拠として出版者に与えられる権利であって、出版者固有の権利ではない。電子に関する著作権についても、紙の著作権同様、著

¹ 「著作権の権利のあり方に関する提言」（2013年4月4日、印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会）では、「著作権の拡張・再構成」と表現。

² 紙の場合、著作権設定から6ヶ月以内に出版する義務を負う（著作権法第81条）。

³ 「権利を付与する場合にはそれに対応した義務を負うことが適当」（中間まとめ30頁）。

著作権者の有する権利⁴に基づく権利が想定されており、出版者固有の権利ではない。即ち、出版者が行使しうる権利は、あくまで著作権者の権利を基礎としていることから、著作権者の意向が最も尊重されるべきであることは法的に明らかである。

「一体化」については、著作者である委員から「紙媒体の出版と電子出版について必要な分だけシンプルに契約を行いたい」「著作者の十分な認識のないまま一方的に電子出版が含まれてしまうことが危惧される」といった抵抗感が示されるなど、複数の著作者団体から反対の声があがっている。「一体化」を採ることに賛同する者は、こうした事実に対し考えを示す必要がある。

③「電子出版ビジネスの振興」の観点

「一体化」論は、紙の出版物があつてこそ電子の出版物が生まれるとの既存出版社の発想に起因しているが、紙での出版を行わず電子のみで出版する事例は、近年増えている。電子出版物の場合、紙という媒体の制約上実現できなかった工夫を施す余地があるため、今後、紙の出版物と別のものとして進化する可能性もある。また、紙で出版することと電子で出版することは、事業のスキームとしても全く異なるものであるとの指摘もある。

紙で出版しているか否かは、電子書籍を発行する者の要件として必須とは言えず、電子書籍市場の将来の姿を考えた制度設計が必要である。電子のみで出版する事業者を含む新規参入も促進し、既存の出版社とともに電子書籍市場を拡大していくことが重要である。

④「信頼関係に基づく実質的な一体化」の観点

中間まとめにおいて「著作者と出版者との信頼関係に基づき、紙媒体での出版と電子出版に係る権利が、おのずと同一の出版者に一体的に設定されていくことが想定される」とされているのは、公平な評価である。

⁴ 中間まとめでは「複製権＋公衆送信権」が有力。

今後は、紙の出版について「多大な労力と資本を投資し著作者と密接な関係」が構築できている出版社が、電子の出版についても、著作者と最初に交渉できる慣行が確立されることが望ましい。

なお、中間とりまとめでも「紙媒体での出版と電子出版を行う場合には、出版者と著作権者との契約により、双方の権利を一体的に設定することは可能である」とされているとおり、「別建て」論でも、紙の出版権と電子の出版権を同一の者が有することを禁じるものではない。

(2) 「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非

小委員会においては、「特定の版面」に対象を限定し、頒布目的ではない利用形態にも権利を及ぼすことが検討され、必要性も合理性も明確に否定された。その根拠については、そもそも「版面」というものを明確に定義できないこと等、中間まとめに多数示されているとおりである。

こうした議論を経ても、なお「特定の版面」の権利の実現を求めることには、説得的な根拠がない。

3. 今後について

現下の安倍政権においては、産業競争力の強化が第一の優先課題であり、電子書籍のような新たなビジネス領域の振興に向けた取り組みも、こうした文脈のなかで極めて重要な課題と言える。

中間まとめは、様々なステークホルダーが議論を重ねた結果を概ね反映している。パブリックコメントで寄せられた意見については、単に数のみではなく、あくまで内容を重視し、年内に最終とりまとめを行う必要がある。最終とりまとめがなされた後は、改正法案を速やかに策定し、その実現を図るべきである。

以 上